

クラブ員規約

第 1 条(名称および所在地)

HOKKAIDO ESPOIR PROJECT (以下、クラブという)は、KBikeService(以下、当社という)が主催、監修、運営をし、本事務局を北海道江別市野幌代々木町 52-3 に置く。

第 2 条(目的)

当社並びにクラブは、専任コーチによる一貫指導により、自転車競技および運動競技全般の技術の向上および、普及に努めると共に、問題や課題と向き合い解決することへの重要性、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第 3 条(チーム構成)

クラブはクラブ員(以下、選手またはクラブ員という)の強化合宿での走り(レース走での走りを重要参考)及び大会成績を評価し、強化 A、強化 B、強化 C の 3 つのレベルで区別する。強化 A は 2 名、強化 B は 4 名を上限とし、選出はチーム監督及びチームマネージャーが行う。また一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟(以下、JBCF)の主催する大会への遠征、その他道外への遠征においては選抜メンバーを 2 名から 4 名の範囲で選抜し、推薦する。選抜メンバーは、チーム監督、チームマネージャーにて公平に選抜する。又、今後の成長を考慮しスタジエ(研究生)として 1~2 名程度に参加権利を与える場合がある。

又、強化 A 及び強化 B の選手はコンサルティングとフィードバックも含めたトレーニング指導、強化 C 選手においてはトレーニングの構成を予め当クラブ在籍のコーチが作成したトレーニングプランを基礎に行う。

第 4 条(入会条件とクラブ員資格)

1. 当社への入会は、12 歳以上 19 歳未満のカテゴリー U15 及び U17 及び U19 とし、その入会の希望者が、スポーツを行うに適した健康状態と家庭環境であり、クラブが入会に適すると認めた者とする。
2. 入会の希望者の親権者(以下、保護者という)が本規約を同意し、所定の入会申込書を提出し、クラブが入会を受理することで入会することができる。
3. 同条第 2 項と第 5 条の支払いが完了した時点の翌月からクラブ員の資格を得ることができる。

第 5 条(入会金、年会費、月会費等)

保護者は、本規約ならびに細則規約に基づき、入会金、年会費、月会費、クラブウェアの購入等の費用を所定の期日までに納入するものとする。

第 6 条(費用の支払)

保護者は、細則規約に基づく費用等を、指定する方法でその期日までに支払うものとする。

第 7 条(遵守事項)

クラブ員並びにその保護者は、本規約を遵守すると共に、その他諸規則に従うものとする。

第 8 条(契約とその期間)

1. クラブ員の契約期間は、原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年間とする。
2. 途中入会は可能とし、途中入会は細則規約の通りとする。
3. クラブが発行する入会申込書に記入し、クラブに提出した時点で、本契約を同意したとみなす。

第 9 条(届出事項の変更)

クラブ員は、クラブに届出した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他届出事項等について変更があった場合、連絡先 変更届出書により遅滞なくクラブに届出るものとする。尚、前述の届出がないためクラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、クラブは一切責任を負わないものとする。

第 10 条(入会)

1. 入会日は入団申込を提出しクラブにて承認した日をもって入会とする。
2. 入会は、クラブから発行するクラブ員証明書の通りとする。

第 11 条(退会・再入会)

1. クラブ員が都合により退会する場合は、所定の退会申請書により退会を希望する日の前月 20 日までにクラブに退会届を提出し、クラブの承認を得るものとする。
2. 退会日は、承認を受けた月の末日とし、その退会月まで月会費を支払うものとする。
3. 契約期間中に退会する場合、入会金、年会費は返金しないものとする。ただし、年間で支払い済みの月会費、予定としている遠征費やその宿泊費については細則規定に基づき返金するものとする。
4. 退会の際は、必ず退会届を提出するものとする。
5. 退会したクラブ員が再入会する場合、通常通りの入会金、年会費を支払うものとする。

第 12 条(休会)

クラブ員の都合により休会する場合は、所定の休会届によりクラブに休会届を提出し、クラブの承認を得るものとする。休会の有効期間は休会日の翌月 1 日から計算し 3 ヶ月間とする。ただし、身体の事情やその他事由により延長を余儀なくされる場合、クラブと協議し決定するものとし、月会費についても同様とする。休会による月会費は、細則規約に基づき支払うものとする。

第 13 条(復帰)

休会したクラブ員が復帰する場合は、クラブに復帰の旨を申告し、クラブの承認を得るものとする。また、復帰による月会費は、細則規約に基づき支払うものとする。

第 14 条(翌年度更新)

1. クラブ員の翌年度の更新は自動更新とする。
2. 翌年度更新を希望しない場合は、第 11 条第一項に基づき、クラブへ退会届を提出し、クラブの承認を得るものとする。

第 15 条(保険)

クラブ員は入会手続き完了後、各自自転車乗車時に適応される個人賠償責任保険付帯の保険に加入することを条件とし、その個人賠償責任額は1億円以上のものに限る(個人負担額なし)。クラブ員は入会時及び契約更新時に保険証明書のコピーをクラブに提出し、クラブ活動中の怪我、事故は個人で負うものとする。

第 16 条(負傷時の処置対応及び免責事項)

1. クラブ員が練習時またはレース時に負傷した場合には、クラブスタッフが速やかに保護者への連絡を行い、応急処置を施し、病院の搬送等その状況に応じた対応を迅速におこなうものとする。
2. クラブは、クラブ員の負傷にかかる治療、入院、通院、またその他の費用・賠償については、クラブは責任を負わないものとする。
3. その他クラブは、天変地異等の不可抗力の理由により生じた事故についても、責任を負わないものとする。

第 17 条(クラブ員の処分)

クラブは、クラブ員並びに保護者が、次の事項等に該当するとき、また、クラブ員として不適格と判断した者に対し、クラブ員活動停止または、強制的に退会させることができる。

1. クラブ員ならびに保護者が本規約に違反した時
2. クラブルールを守らない、あるいは、改善しない時
3. クラブの名誉と品格を著しく毀損(きそん)した時
4. クラブ員が理由なく 1 ヶ月間以上出席しない時
5. 第 5 条に定める支払いを 2 ヶ月以上滞納した時
6. 保護者が暴力的活動、あるいは、反社会的活動を行っている

第 18 条(休講・閉鎖)

クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとする。

第 19 条(免責)

1. クラブ員は、クラブ活動中における盗難、傷害、物品損傷、その他の事故について、クラブに対し何ら損害賠償を求めず、クラブは賠償しないものとする。
2. クラブ員の活動中の私物等の忘れ物は、名前の記載があるものについては、保護者への通知をおこない、無いものについては、クラブが 30 日間保管、その後、一切の連絡がない場合は、警察に届けるか、あるいは、処分するものとし、クラブは、その賠償をしないものとする。

第 20 条(個人情報取り扱い、広報活動への利用と選手個人の SNS 活用)

1. クラブは、法令を遵守し、個人情報の取り扱いについて、KBikeService が定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱いをおこなうものとする。
2. クラブ員の氏名、住所、連絡先、メールアドレス、SNS アカウント等(以下、「名簿」という)は、クラブ員並びにその保護者に共有できるものとし、クラブ員並びに保護者は、名簿の取扱いについてクラブ員以外に情報が流出しないよう十分注意し活用できるものとする。
3. クラブの広報運営において、クラブ員個人並びに活動における写真、映像等をホームページ、パンフレット、メディア等に掲載することができる。
4. クラブは一般提供により譲り受けたパワーメーター及びサイクルコンピュータをクラブ員に貸与する場合、貸与を受けたクラブ員の走行データは一般提供を行った所有者に開示することができる。
5. クラブ員は SNS アカウント(Twitter、Facebook、Instagram、TikTok 等)を使用する際には必ず実名登録を行い、クラブの活動及び競技活動における情報の発信は実名アカウントから行うものとする。そのほか、個人のプライベートの情報発信(学校内、及び家庭内、及び交友関係等)はメディアリテラシー及びクラブ員の保護の観点からこの実名アカウントで行うことを禁ずる。

第 21 条(付則)

クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。尚、本規約の変更についてクラブより変更内容通知後、クラブ員がクラブ活動に参加した場合、本規約に関する変更事項を承認したものとみなす。

第 22 条(発効・改変)

本約款は、2021 年 1 月 1 日より発効した。

[改訂履歴]

発行日	改訂履歴
2021年1月1日	
2022年2月15日	第1条 第2条 第3条を改訂
2022年11月26日	第3条、第4条、第15条、第16条、第20条の追記と改訂
2024年2月8日	第3条、第11条、第15条を改訂

細則規約

1.費用について

(ア) 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする

(イ) クラブのクラブ会費は以下の通りとし、すべて前納とする

費用	金額(税込)	支払い(前納)	備考欄
入会金	10,000	3月20日迄	入会時のみ支払
年会費	8,000	毎年3月20日迄	毎年自動更新(支払は請求書にてご案内) 入会年は不要
月会費	8,000	毎月月末	前払い
休会時月会費	4,000	毎月月末	前払い
Training Peakes™ アカウント契約料	当該会社へ 年契約 -\$9.92/mo 四半期契約 -\$16.33/mo 月契約 -\$19.95/mo	各自お支払い	Training Peakes™のプラットフォームを介して 選手のコーチング、トレーニング管理を行う。
JCF 公認大会及 び JBCF 遠征時	都度お知らせ	請求書に記載	クラブ補助として、強化 A、強化 B の選抜選手 に掛かる移動費(航空チケットそのほか公共 交通機関等の経費)、又は宿泊費、又はそれ ら両方の一部をクラブが負担することがある。
その他の遠征時	都度お知らせ	請求書に記載	原則、クラブ補助はない。但し道外の強化合 宿時はこの限りではない。
道内強化合宿時	都度お知らせ	請求書に記載	クラブ補助として選手の強化合宿時に掛かる 費用の一部を強化 A、強化 B 最大 50%、強化 C 最大 30%の範囲でクラブが負担することが ある。
北海道外への大会 及び合宿への監督 の帯同協力金	5,000/1 回	請求書に記載	指導費とは別に協力金として 1 遠征について クラブへ支払うものとする。なお強化 A、強化 B 最大 50%、強化 C 最大 30%の範囲でクラブ が負担することがある。

(ウ) お支払い方法

お支払はすべて銀行振込とする

1 振込先

ゆうちょ銀行 九〇八(908)

口座番号:普通 1666717

口座名義人:コバシユウリコウエンカイ

2 振込名義 クラブ員名+クラブ員番号で振込する (例)ヤマダタロウ 01

3 振込手数料 クラブ員の負担とする

(エ) 4月からの通常入会についての支払については以下の通りとする

1. 入会金、4月分の月会費は、3月20日までに(ウ)に定められた方法で振込むものとする

2. 月会費は前月までの支払いとする

※ 4月度月会費は、3月末日に支払うものとする

3. 月会費を1年分まとめたの支払いも可能とする。ただし、必ずクラブの承認を得るものとする

4 3の支払いも、前納とする

(オ) 4月以降の途中入会についての支払いについては以下の通りとする

1 入会金、年会費、事項で定められた月会費を、入会日の当月末日までに支払うものとする

2 入会日が1日~15日の間の場合、当月分及び翌月分の月会費の2か月分を支払うものとし、16日~末日が入会日となる場合、当月分の月会費を無料とし、翌月分の月会費の1ヶ月分を支払うものとする

(カ) 日々のトレーニング管理について

クラブ員の日々のトレーニングはクラブが Training Peakes™を介して管理するため、クラブ員の Training Peakes™とのサブスクリプション契約を推奨し(強化 A、強化 B は必須)、クラブ員は以下の規則に基づきトレーニングを行い、走行データをクラブに開示すること

1. クラブのコーチが指定したワークアウトは必ず実行すること

2. 虚偽の走行データを提示しないこと

3. 走行後は速やかにデータをアップロードし、必要な情報(所感等)をデータに記載すること

4. この他、学校の事情又は家庭の事情等でトレーニングが行うことの出来ない日がある場合はその日から7日前に申告しておくこと

(キ) クラブウェア等の購入について

クラブ員は、クラブのすべての活動、高体連を除く全ての大会で、クラブが定めたウェア(以下、クラブウェアという)を着用しなければならない。クラブ員の保護者は、以下の通り購入の手続きを行い、支払うものとする。

1. 入会時のクラブウェアについて

移動時のアフターウェアとトレーニングウェアは必須購入とする。

アフターウェア 4,000 円(税込)

トレーニングウェア 13,000 円(税込)

(ク) 休会とその費用について

1. 保護者は、休会届はクラブ員規約に基づき、速やかに休会届けの提出をする。
2. 休会時月会費は 4,000 円とする。休会時月会費の適用は、休会届の提出の締日を毎月 20 日までとし、その翌月分から適用する。支払方法は、月会費と同様とする。なお、20 日を過ぎて提出した場合は、翌々月分からの適用とする。
3. 休会時の月会費の有効期間は「3 ヶ月間」を適用とし、それ以上、休会する場合は、通常の月会費を適用とする。
4. 3 については、クラブ員の重度な病気、怪我などでの入院、通院、自宅療養を必要とする場合等のクラブ活動が 3 ヶ月以上行えない場合は、クラブと保護者の間で協議し、延長することができる。

(ケ) 遠征と遠征費について

1. 遠征費の支払は、遠征帰着後の経費を計算し後納とする。
2. 遠征申込と費用については、事前に保護者に通知し、必ず期日までに申込ならびに本細則「第一項の(イ)・(ウ)」の通り支払うものとする。
- 3 申込提出後の遠征のキャンセルについては、遠征先並びに各施設のキャンセル条件に従い費用の算出を行い、クラブが指定する日までに返金を行う。
- 4 遠征のキャンセル費用の返金の際の振込手数料は、クラブ員の負担とする。

(コ) その他返金について

原則として、本規約に定めた理由以外等の天候悪化やその他の時事で遠征中止となった場合に発生した費用は クラブ員の負担とし、返金には応じない。

2.登録や手続きについて

(ア) クラブは年齢が一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟(以下、JBCF という)が定める規則に該当し、自ら志願する選手を選手登録をおこなう。

(イ) クラブ員及びその保護者は、JBCF に登録する際、クラブから指定された情報、または、書類等を速やかに提出する。

3.クラブ員の移動手段と方法

- 1 クラブ員のクラブ活動の会場への移動は、原則、自転車・公共交通機関・クラブ員の保護者の送迎とする
- 2 移動時には十分注意を払い、交通ルールを厳守し移動する

4. 各届出と提出物について

(ア) 届出書類

- 1 入会申込書 入会を希望する際記入し、クラブに提出する
- 2 連絡先変更届 入会時に記入した、氏名、住所、連絡先、メールアドレスが変更となる場合、変更点を記入し提出する
- 3 休会届 クラブ員の体調や怪我により、クラブ活動を長期間(1 か月以上)出席することができない場合、記入し提出する
- 4 退会届 クラブを退会する場合、記入しクラブに提出する。強制退会の場合も同様に、クラブの指示に従い提出する

(イ) 提出物について

提出書類は、クラブホームページから各所定の届出書、申込書をダウンロードし、記入してクラブに提出する

- 1 (ア)の提出書類については、記入後、速やかに提出する
- 2 (ア)の書類以外に、クラブが必要な書類など、クラブからお願いした書類についても、指定した日までに速やかに提出する
- 3 (ア)の1と2は、JBCFの登録、大会出場登録、連絡や書類送付等に必要です。提出が遅れることで、クラブからの連絡や郵送物の不達、あるいは、クラブ員の遠征、試合等に出場または参加ができないこともありますのでご注意ください。
- 4 (ア)の3~5について締日は、希望日の月の前月20日までを期限とします。20日を過ぎて提出すると、翌々月からの適用となりますので、ご注意ください。
- 5 (ア)6は、クラブからクラブ員の保護者に請求書を発行する。記載された日までに支払うものとする。

5. 事務連絡について

(ア) 住所とメールアドレスの登録と注意

クラブからのご案内、通知は原則として Facebook の messenger を使用する。緊急連絡などで記載された電話をする場合があります。

- 1 入会申込書に、クラブ員の保護者のメールアドレス、連絡先を提出ください。
- 2 住所、電話番号、メールアドレスに変更がある場合、ご連絡ください。
- 3 クラブの連絡はすべてメール、及び messenger にて行います。クラブからのメールアドレスは受信できるように設定・登録し、Facebook 内の当クラブのグループに入会してください。
- 4 何らかの理由で、クラブからの連絡や書類を受け取れない、または、クラブ員の保護者からのメールをクラブが受信出来ない場合、クラブでは一切の責任はとれません。

(イ) 試合、練習の変更と中止について

クラブ活動時にクラブスタッフからクラブ員に伝え、合わせて Facebook 内の当クラブのグループにて告知する。また、急な変更や中止の場合は、予定時刻の 3 時間前に Facebook グループにて連絡する。

(ウ) その他必要な連絡

遠征などの案内・申込、その他、重要な事項を登録いただいたメールアドレス又は messenger へ連絡する。

(エ) クラブ員の活動の欠席と連絡、注意事項について

- 1 クラブ員がクラブ活動を欠席する際は、指定のメールアドレス又は messenger にて連絡をおこなう。
- 2 家庭行事または学校行事で事前に欠席がわかっている際は、クラブ員からできる限り早めにお知らせください。

(オ) 感染症について

以下の感染症が発症した場合、以下に定める期間、クラブ活動を停止とする。なお、以下、医師から感染症と診断された場合は、速やかにクラブまたはクラブスタッフまで連絡をおこなう。

【感染症の内容とその活動停止期間の基準】

種類	病名	出席停止の期間
第 1 種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H 5 N 1)及び新 型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し, かつ, 解熱した後 2 日(幼児は 3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎その他の感染症(流行性嘔吐下痢症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎など)	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
-----	---	------------------------------

※ ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。

(カ) 感染症による遠征の欠席

遠征を欠席する場合、本細則 1(コ)の通り、キャンセル料が発生することがあります。

6. クラブ理念、ルールの徹底と処分

(ア) クラブ員は、クラブ理念にそって活動をする

(イ) クラブ員は、クラブ員行動指針にそって行動をする

(ウ) クラブ員は、クラブとの約束を守り行動をする

(エ) 上記(ア)~(ウ)について、クラブからの再三にわたり注意しても改善されない、あるいは、明らかに改善しようとしない態度が続く場合は、クラブ規約、本細則にそって、クラブ員活動停止、強制退会等の処分をおこなうことがある。

(オ) 処分をおこなう際は、クラブスタッフからの報告を元に、クラブ代表が判断し、クラブからの処分通知をもって処分となる。

7. 貸与品の管理について

(ア) クラブは、クラブ員にクラブ保有のパワーメーター及びサイクルコンピュータを貸与することがある。貸与したクラブ員とその保護者は、クラブの指示に従い管理を行う。

(イ) (ア)の貸与した品をクラブ員または、その保護者の管理下で、「破損、汚損、紛失等」があった場合、保護者の実費にて弁済するものとする。ただし、クラブが止むを得ない理由と判断した場合この限りではない。

8. その他

本規定に定めのない事項については、都度クラブおよび関係者で協議、解決し、クラブが必要と認めた事項は本規定に追加する。

[改訂履歴]

発行日	改訂履歴
2021年1月1日	
2022年2月15日	1. (イ) (エ) (オ) (カ) 2. (ア) の改訂を行なった
2022年11月26日	1. (イ)、(オ)、(カ)、 (キ)、(ク)、 4. (ア) 5. (イ)、(ウ)、(エ) の改訂を行なった
2024年2月8日	1. (イ)、(キ) 5. (ア) の改訂を行った

(令和3年1月1日発行)